

議案第5号

勝山市水道水源保護条例の一部改正について

勝山市水道水源保護条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年5月28日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

勝山市水道水源の水質及び水量の保全にあたり、水源保護地域内において揚水施設により地下水を採取しようとする者に対し、揚水施設の届出を求めるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市水道水源保護条例の一部を改正する条例

勝山市水道水源保護条例(平成 19 年勝山市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(水源保護地域の指定等)</p> <p>第 5 条 市長は、水源の<u>水質を保全</u>するため、水源保護地域を指定することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 地下水採取者 <u>水源保護地域内において地下水を採取し、使用している者をいう。</u></p> <p>(9) 揚水施設 <u>さく井し、動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口が規則で定める断面積（吐出口が 2 以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）以上のもの</u></p> <p>(水源保護地域の指定等)</p> <p>第 5 条 市長は、水源の<u>水質及び水量を保全</u>するため、水源保護地域を指定することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(地下水採取の抑制)</p> <p>第 10 条 <u>水源保護地域内において、揚水施設により地下水を採取する者は、節水、循環利用等の措置を講ずることにより地下水の</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>採取の抑制に努めなければならない。</u> <u>(地下水の湧出を伴う掘削工事に関する措置)</u> 第 11 条 <u>水源保護地域内において、地下水の湧出を伴う掘削工事を行う者は、水源の枯渇又は汚濁を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(地下水採取の届出)</u> 第 12 条 <u>水源保護地域内において、新規に揚水施設を設置し地下水を採取しようとする者は、工事着手前に規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。</u> (1) <u>氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）及び住所</u> (2) <u>揚水施設の位置及び構造</u> (3) <u>揚水施設の性能</u> (4) <u>揚水施設の用途</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(変更等の届出)</u> 第 13 条 <u>第 12 条の届出をした者は、当該届出に係る揚水施設の位置及び構造又は内容を変更しようとするときは、変更の工事着手前に変更に係る事項を市長に届け出なければならない。</u> 2 <u>第 12 条の地下水採取者が揚水施設の廃止をしたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</u></p>
<p>(承継) 第 10 条 (略) (報告及び立入検査)</p>	<p>(承継) 第 14 条 (略) (報告及び立入検査)</p>
<p>第 11 条 (略) (新設)</p>	<p>第 15 条 (略) 2 <u>市長は、この条例の施行に必要な限度において、地下水採取者に対し必要な報告を求め、又は職員をして当該施設に立入調査を行わせることができる。</u></p>
<p>2 <u>前項の規定により立入検査をする者は、立入検査員であること</u></p>	<p>3 <u>前 2 項の規定により立入検査をする者は、立入検査員であること</u></p>

を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(改善命令)

第12条 (略)

(施設の使用又は排出水等の排出の一時停止命令)

第13条 (略)

(公表)

第14条 市長は、第6条第5項第3号若しくは第13条の規定による一時停止命令又は第9条の規定による中止命令等を行ったときは、その旨及び命令内容を公表することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(水源保護協定の締結)

第15条 (略)

(指導等)

第16条 (略)

(広域水源保護の相互協力)

第17条 (略)

(罰則)

第18条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(2) **第11条第1項**の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌

を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(改善命令)

第16条 (略)

(施設の使用又は排出水等の排出の一時停止命令)

第17条 (略)

(公表)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その旨及び命令内容を公表することができる。

(1) 第6条第5項第3号若しくは第17条の規定による一時停止命令を行ったとき

(2) 第9条の規定による中止命令を行ったとき

2 市長は、第12条及び第13条第1項の規定による届出をしない者があるときは、その氏名等を公表することができる。

(水源保護協定の締結)

第19条 (略)

(指導等)

第20条 (略)

(広域水源保護の相互協力)

第21条 (略)

(罰則)

第22条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(2) **第15条第1項**の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌

<p>避した者</p> <p>(3) 第13条の規定による命令に違反して、当該対象事業場の排水等に関する施設の使用又は排水等の排出をした者</p> <p>3 (略)</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第19条 (略)</p>	<p>避した者</p> <p>(3) 第17条の規定による命令に違反して、当該対象事業場の排水等に関する施設の使用又は排水等の排出をした者</p> <p>3 (略)</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第23条 (略)</p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、令和元年9月1日から施行する。
- 2 第12条に定める届出は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 現に揚水施設（施工中のものを含む。）を設置している者は、施行日から起算して60日以内に第12条に掲げる事項を市長に届け出なければならない。なお、届出は、施行日前においても行うことができる。
- 4 市長は、前項の届出をしない者がいるときは、その氏名等を公表することができる。